



千赤地第 742 号

令和3年3月29日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会 長 田中 宏和 様

連合大阪河内地域協議会

議 長 鳥井 一雄 様

千早赤阪村長 南本 斎



2021(令和3)年度自治体政策・制度予算に対する要請について(回答)

2020年11月12日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答します。

【問い合わせ】

千早赤阪村人事財政課地域戦略室

TEL 0721-72-0081 (内線242)

FAX 0721-72-1880

E-mail kikaku@vill.chihayaakasaka.lg.jp

**2021(令和3)年度自治体政策・制度予算
に対する要請について(回答)**

千早赤阪村

2021（令和3）年度 自治体政策・制度予算要請に対する回答

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

<継続>

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

【回答】

就職氷河期世代に限った支援策は行っていませんが、今後も引き続き就職氷河期世代の実態やニーズの把握に努めます。

<継続>

②地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

【回答】

本村では雇用促進広域連携協議会において様々な就労支援に取り組んでおり、コロナ禍における労働環境や働き方に関するセミナーや求人求職情報フェアを行い、効果的な支援を行っています。また、「南河内地域労働ネットワーク」に参画しており、多方面の構成団体と連携し、各種事業に取り組んでおり、引き続き、同ネットワークと就労支援に取り組みます。

<継続>

③障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用のより一層促進すること。

【回答】

障がい者雇用の推進について、大阪府や南河内南障害者就業・生活支援センター及びハローワーク等と連携し、障がい者が意欲と能力を発揮し、活躍できるよう包括的に取り組んでいます。また、障がい者の就労に伴って生じる生活面での課題を解決し長く働き続けられるよう支援に努め、近隣自治体、大阪総合労働事務所、商工会と連携し、雇用促進広域連携協議会として障がい者への就職セミナーや雇用に関する相談会等を行っています。

(2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市町村民に分かりやすい資料等で公表し、市町村の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市町村の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

【回答】

本村では、女性はその個性と能力が十分に発揮できるよう、平成28年3月に「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」を策定し、あわせて「女性活躍推進計画」としても位置づけました。計画では、就業に関する相談や情報提供の充実を図るとともに、雇用に関する法律や就労環境の整備に向けて企業・事業所への働きかけを行う等、各種施策を掲げています。次期計画策定時には、現計画の評価と課題の整理を行い、村の将来像と施策の方向性を示し、女性の職業生活における活躍の推進に向け各種の施策を計画します。

<新規>

②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市町村内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

【回答】

「女性活躍推進法」については、労働基準監督署や商工会と連携し、村内事業者に対して本村のホームページや広報紙等の広報媒体を活用し、広く周知・啓発を行います。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

【回答】

「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」については、本村のホームページや広報紙等の広報媒体を活用し、広く周知・啓発を行います。また、雇用促進広域連携協議会で開催している中小企業向けセミナーにおいても当該労働法制等について周知を図ります。

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉が

できるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

【回答】

外国人労働者の雇用については法的ルール等の細かな知識が必要となるため、本村だけではなく、大阪府や近隣市町村、各関係団体等と連携しながら外国人雇用に対応した環境整備に努めます。

<継続>

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

【回答】

外国人労働者に対する就労支援は行っていませんが、今後も引き続き外国人労働者の実態やニーズの把握に努めるとともに、他市町村の先進的事例を参考に支援策について検討します。

<継続>

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

【回答】

村内にも製造・運輸・建設分野の企業はあるものの、その分野の企業に特化した技能習得支援や人材育成等の施策は行っていません。今後、大阪府や他市町村の状況を踏まえ検討します。

<継続>

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

【回答】

保健衛生部門では、がんの治療と仕事の両立等の相談があった場合は、がん診療連携拠点病院等に設置されている「がん相談支援センター」を紹介する等、相談窓口の周知に努めています。また、雇用促進広域連携協議会において、ハローワークや商工会等と連携しながら、必要性に応じてがん患者の就労に関する啓発・周知に取り組みます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。また、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

【回答】

若者の技能五輪等への挑戦支援及び職業能力開発施策等に関しては、必要に応じて関係機関と連携し、広報での情報提供・周知に努めます。

<継続>

②中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

【回答】

本村独自の融資制度は行っていませんが、大阪府や日本政策金融公庫、民間銀行等の融資・補助制度については本村のホームページで掲載しており、引き続き最新情報を提供できるように広報・周知に努めます。

<継続>

③非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市町村としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

【回答】

村内中小企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援するため、令和2年度中に富田林商工会と共同で「事業継続力強化支援計画」を策定し、大阪府へ認定申請しています。

今後、本村ホームページや広報紙を通じ、村内事業者に対し策定・普及率の向上に向けた周知を図ります。

<継続>

(2)下請取引適正化の推進について（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

【回答】

本村では小規模事業者が多く、事業者が自らを守るために法律やガイドラインをよく理解しておく必要があるため、関係機関と連携し事業者に向けた各種情報の周知に努めます。

<補強>

(3) 公契約条例の制定について (★)

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答】

対象外自治体

<補強>

(4) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について (★)

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生等社会的価値やコンプライアンス遵守等も併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答】

「総合評価入札制度」については、企業の育成・技術力向上、過度な価格競争・ダンピングの防止等のメリットがある反面、評価基準及び評価方法等の手続きがあることによる所要時間（期間）の増加、事務的負担の増加等のデメリットもあると考えるため、現段階で導入は考えていません。また、公契約条例についても、引き続き近隣市町の動向を踏まえ、検討したいと考えています。

<新規>

(5) 「中小企業振興基本条例」の早期制定について

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

【回答】

本村での中小企業振興施策が少ない状況にあることから、まずは村内中小企業のニーズ把握や支援の方法等について検討し、必要に応じて条例の制定についても検討します。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市町村民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答】

地域包括ケアシステムは、村地域包括支援センターが中心になり、重度化予防や医療介護の連携による医療介護マップの作成等システム構築を進めています。本村は山間部であり、新たな事業所の参入等を見込むことは難しい状況ですが、既存事業所や村社会福祉協

議会との連携を密にし、円滑に制度を推進できるよう努めます。また、毎年度開催している地域ケア会議に住民代表を選出して情報の共有を図るとともに、機会をとらえて積極的に情報を発信していくよう努めます。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市町村民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年代から毎年受診できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市町村民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

【回答】

大阪府の「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等は本村の広報紙での周知や役場窓口に端末機械を設置する等して、住民に広くPRしています。健康に関する情報については、区長会やイベント時を利用しての積極的なPR、YouTubeによる「千早赤阪村子育て健康公式動画チャンネル」にて食生活や運動についての動画をアップする等して、村民が健康情報を手軽に入手できるよう取り組んでいます。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

【回答】

村立国民健康保険診療所・千早診療所については、指定管理者制度で運営しています。指定管理者とともに勤務者の労働環境にも留意し、医療の安全確保、人材確保に努めます。緊急事態を想定した医療人材の確保等については、国・都道府県が制度として構築すべき課題と考えます。

<継続>

② 医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

【回答】

医師の偏在解消については、大阪府において医師確保計画が策定されています。また、高度な医療機器については、医療機関間の共同利用の促進を図るため、南河内保健医療協議会では医療機器新規購入の際に、共同利用の意向調査を行っています。

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

【回答】

令和2年度は処遇改善や介護人材の確保・定着について「南河内介護人材確保連絡会議」を通じ、大阪府や大阪府社会福祉協議会、大阪府施設老人部会及び他市町と協力し、推進していましたが、令和3年度からは他市町と連携しながら人材確保に努めます。

また、キャリアアップの仕組みへの整備を支援することについては、国が制度として構築すべき課題と考えます。

<継続>

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報等に取り組むこと。

【回答】

村地域包括支援センター職員が地域の喫茶等に出向き、認識してもらえるよう周知活動に努めていましたが、コロナ禍においては、本村の広報紙やホームページで高齢者の総合窓口であることの周知に努めます。また、毎年地域包括支援センター運営協議会を開催しており、地域のニーズの把握・周知に活用しています。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

① 待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

【回答】

令和2年度より公私連携による幼保連携型認定こども園を開園し、幼児教育・保育の充実を図っています。また現在、待機児童に関しては発生していません。

<補強>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

【回答】

処遇改善等加算については既に行っています。また、令和2年度より民間保育事業者と村立学校及び行政との意見交換ができる協議会を設置し、保育の質の向上や学校園の連携を図っています。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答】

病児・病後児保育、夜間保育、休日保育事業は行っていないですが、今後も引き続きニーズの把握に努めます。また、フリー保育士や看護師等の配置に必要な経費の一部を補助しています。

<継続>

④子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

【回答】

子ども食堂の設置はありませんが、村内の施設にて大阪府社会福祉協議会と本村の家庭児童相談員による学習支援教室を運営する等、学習面を含めた子どもの居場所づくりの確保に努めています。

<補強>

⑤子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、虐待防止プログラムの受講体制を整えたうえ、相談業務を担う職員には専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増える

ことによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答】

児童虐待に関しては、千早赤阪村要保護児童対策地域協議会で対応し、その中で、関係機関との連携強化や、対応力向上のための研修を行っています。住民に対しては、児童虐待防止について、啓発物品を作成し、小中学校の児童・生徒及び住民が参加する場を利用して啓発活動を行うとともに、11月の児童虐待防止月間には、健康福祉課職員全員がオレンジ色のジャンパーを着用しオレンジリボン運動の啓発活動を行っています。

さらに、本年4月からは、村の子育て拠点の整備として、保健センター内に「地域子育て支援拠点」、「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、関係機関同士の綿密な連携のもと、切れ目のない効果的な支援を行えるよう努めています。また、各相談業務を行う職員の専門性を高める研修に積極的に参加しています。

<新規>

⑥小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長等、子供の救急医療体制を整えること。

【回答】

本村・富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町の3市2町1村で、南河内南部小児急病診療事業を実施し、休日・夜間の救急医療体制の整備に努めています。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

【回答】

小学校、中学校とも、生徒数が全学年35人以下の単学級（1クラス）となっています。

また、教員には、教育の質的向上のため、研修会等を引き続き行いたいと考えています。

教職員の労働時間については、平成30年度から、タイムカードを導入して、勤務時間の把握に努めています。また、令和2年度から、校務システムを導入し、業務運用を見直しながら、時間外勤務時間の削減に努めています。

さらに、令和3年度からは、夏季休業期間中に学校閉庁日を設け、働き方改革の推進を図る予定です。

<継続>

(2)奨学金制度の改善について（★）

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市町村における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制

度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

【回答】

子どもたちの将来が閉ざされることの無いよう給付型奨学金制度の対象者の拡大等を国・府に働きかけます。奨学金諸制度については、独自の制度創設は考えていません。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

【回答】

本村では、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消に向け、「ヘイトスピーチ解消法」、「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」の趣旨を鑑み、周知啓発に努めています。

これまで「ヘイト団体」による公共施設でのデモや集会等が行われた事例はございますが、施設管理者と担当課が連携し適切な対応に努めます。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市町村民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市町村においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【回答】

本村では、LGBTに関する人権パンフレットを作成し全戸配布する等、性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発に努めています。

大阪府では令和2年1月22日に「大阪府パートナーシップ宣言証明制度」が開始され、一部の府下市町においても同様の制度が実施されているところです。この制度の課題としては、性の多様性に関する理解の増進を図るとともに、宣言者に対しどのような施策を推進することができるか等であり、近隣市町の取り組み状況も含め調査研究してまいります。また、本村で進行中の新庁舎建設に向けた取り組みのなかで、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備の検討を行っています。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市町村民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答】

本村では、公正採用選考システムの確立をはじめとする、就職の機会均等や人権尊重の職場環境の醸成を進めるため、近隣3町村による企業人権協議会を発足し、研修・啓発活動に取り組んできました。今後も大阪企業人権協議会をはじめとする関係機関と協力し就職差別の撤廃に取り組めます。また、部落差別解消法の施行を幅広く住民に周知し、差別のない社会の実現に向けた教育・啓発・相談体制の充実に努めます。

<新規>

(4) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大等の観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答】

他自治体の事例を参考に、投票率の向上につながるよう投票所の設置場所や投票時間の変更の検討を進めます。さらに、村内で行っているワゴン車を用いた移動期日前投票を継続し、投票者の利便性の向上に貢献します。また、記号式による投票や、不在者投票における手続きの方法についても他自治体の事例等を参考に、調査・研究を進めます。

<新規>

(5) ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興等、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

【回答】

本村では寄附者の意思を反映できるよう、①都市基盤の形成及び地域の振興に関する事業、②保健及び福祉の充実に係る事業、③教育及び文化の振興に関する事業、④その他の4事業を選択できるようにしています。

寄附者の思いの詰まったふるさと応援寄附金を活用し、地域活性化をはじめ、行政サービスの向上に努めます。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、市町村民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

【回答】

村民に対し必要量に応じた食品を購入し、食品を無駄にしないよう「食品ロス」の削減の重要性について理解を深めるための啓発活動に取り組むとともに、「3010運動」の周知に努めます。また、食品ロス削減に向けた条例制定については調査研究を行います。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答】

本村には、スーパーやコンビニ等の食品関連事業者や、フードバンク・子ども食堂等を行なう組織も無く、具体的な支援を行うことは難しいと考えています。

<継続>

(3) プラスチックごみの問題について

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となり、自治体においても使い捨てプラスチックの削減や資源循環が進むよう効果的なとりくみが求められている。ポリ袋の有料化がスタートし市町村民の意識が高まるタイミングであることから、効果的な具体的施策を行うこと。

【回答】

本村では、海洋プラスチックゴミが地球規模の問題となっていることから、「ちはやあかさかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、プラスチックごみのポイ捨て防止をはじめ、マイボトル・マイバックの活用や、ごみの分別の徹底、3Rのさらなる推進等の啓発活動を行っています。今後も海洋プラスチックゴミ問題を身近な問題と捉え、村民や事業者への啓発を行います。

<継続>

(4) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】

近隣自治体との広域連携で富田林市消費生活センターを設置し、消費者からの相談に対応しています。消費者からの相談は年々増加傾向で、内容も複雑かつ悪質なものとなりつつあるため、それらに対する相談窓口での留意事項の周知や消費啓発講座の開催等を引き続き行います。

<補強>

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補

助等の対策を実施すること。

【回答】

大阪府や富田林警察署と連携し、被害防止広報チラシの配布や、村防犯委員会が組織する青色防犯パトロール隊による特殊詐欺に対する啓蒙活動、防災行政無線による即応した特殊詐欺事象の注意喚起等、特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答】

本村には鉄道駅はありませんが、地域実情を踏まえ、必要に応じて検討します。

<新規>

(2) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

【回答】

村内唯一の保育事業者においては、保育施設周辺の道路に、速度注意看板を設置し運転手に注意の呼び掛けを行い、誘導員を配置することにより、送迎車の事故の防止に努めています。

また、本村においては、道路に減速等の注意案内等の標記を道路管理者と必要に応じて検討します。

<新規>

(3) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

【回答】

平成27、28年度にワークショップ等で地域実態調査を行い、その結果を踏まえて、高齢者や障害者、妊産婦等の移動の困難な方が買物や通院等のために利用するタクシーの利用料助成を行っています。

<新規>

(4) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、

デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答】

村の水道事業は大阪水道企業団に統合されています。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

【回答】

本村では防災・減災対策として、住民による自主防災組織が必要不可欠であり、組織の立ち上げや、設立されている自主防災については研修会への参加啓発や地域での防災訓練を促進し、より効果的な組織運営ができるよう努めています。

令和3年度には、災害ハザードマップの見直し等を行い、近年多発する大規模災害時の迅速な情報提供と避難行動要支援者の支援体制について、関係機関と連携を図りながら、より効果的な対策に努めています。

さらに、感染拡大期、安定期及び終息期のそれぞれの状況に応じた防災計画の策定に努めます。

<補強>

(6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

【回答】

本村の行政対応にも限界があり、災害発生時には自主防災組織や消防団等の地域住民の協力が不可欠です。地域住民や消防団との連携強化を図り、地域防災対策に努めます。

<補強>

(7) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有

期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

【回答】

本村は限られた職員数であるため、災害時における職員の初期初動対応能力向上を目的に、職員研修で緊急時の連絡訓練や、避難所開設訓練に取り組んでいます。

また、災害時における対応が迅速に行える体制づくりに努め、災害時に連携が図れるよう近隣市町及び関係団体との情報共有に努めます。

<継続>

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答】

風水害対策として、大阪府等関係機関との連携に努めます。また、土砂災害特別警戒区域内家屋の移転・補強における助成制度を周知徹底し、住民自らが行う移転及び補強対策に対し助成を行うなど、災害防止対策に取り組みます。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市町村民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市町村民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答】

大阪府の災害モード宣言、気象庁が発令する警報等の情報収集を行い、村民に周知を図ります。また、避難所開設時にはコロナ対策を行った対応を行います。